

# 仕事確保に活かそう

## 省エネ住宅ポイント

最大45万ポイント※もらえる

ポイントの即時交換で追加工事

※耐震改修を含むエコリフォームを実施した場合

### 「省エネ住宅ポイント」って何？

- 「エコ住宅」の建築や「エコリフォーム」の工事を、制度実施期間内に必要な書類申請等を行うことで、ポイントが発行され（1ポイントは1円相当）、そのポイントをエコ商品や商品券等と交換できます。
- 省エネ住宅ポイント制度を十分活用して、皆様の仕事確保につなげていきましょう。

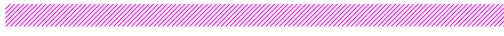

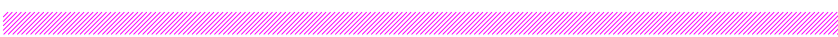
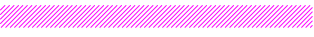



◇記載内容は1月9日時点での情報に基づくもので、変更になる可能性があります。

1. エコ住宅の新築及び完成済新築住宅購入の発行ポイント数  
1戸当たり「一律30万ポイント」。

2. エコリフォームの発行ポイント数  
1戸当たり「最大30万ポイント」（対象工事内容ごとのポイント数の合計）。  
耐震改修を行う場合は「最大45万ポイント」。

3. ポイントの即時交換  
エコ住宅の新築、エコリフォームにより発行されたポイントを、追加的に実施する工事の費用に充当。

**対象期間** 基本的に以下の期間内に契約、着手、完了したものが対象。

		2014年	2015年	2016年	
工事期間	契約			予算消化状況次第	
	着工・着手				
	工事完了				
ポイント申請など	ポイント発行申請期間			予算消化状況次第	
	ポイント交換申請期間				
	工事完了の報告期限	 			

※即時交換で工事完了前にポイント発行申請を行った場合、完了報告を2016年2月15日までに必要。  
※完了報告は工事完了前のポイント発行申請を行った場合のみ必要。

# 予算がなくなり次第終了

申請の流れ	原則、工事完了後のポイント発行申請。 <b>ただし、エコ住宅の新築及び1千万円以上(税込)のエコリフォームの場合、工事完了前のポイント発行申請が可能。</b>	
対象期間	2014年12月27日以降に契約(着工は契約締結日以降2016年3月31日まで)。工事完了は2014年度補正予算成立日以降(2015年2月上旬予定)。 <b>ただし、予算消化状況次第で終了</b>	
対象住宅	新築、リフォーム、完成済新築住宅の購入(2014年12月26日までに完成済みの新築の省エネ住宅で、2月上旬予定の2014年度補正予算成立日以降に売買契約を締結する場合)	
対象種別	持ち家、借家(リフォームのみ)	
性対象要件住宅等の	新築	トップランナー基準相当(木造住宅は等級4)
	リフォーム	(1)窓の断熱改修、(2)外壁、屋根・天井、床の断熱改修(部分断熱可)、(3)設備エコ改修(エコ住宅設備3種類以上)。 加えて(1)～(3)のいずれかに伴う①～④の工事等。①バリアフリー改修、②エコ住宅設備の設置(太陽熱利用システム、高断熱浴槽、節水型トイレ、高効率給湯機、節湯水栓)、③リフォーム瑕疵保険への加入、④耐震改修
ポイント数	新築	一律30万ポイント
	リフォーム	最大30万ポイント(耐震改修も合わせて行う場合は最大45万ポイント)。 ※工事内容に応じ3千～12万ポイント、既存住宅購入を伴うリフォームはポイント加算。
交換商品	地域産品、商品券等	

## 省エネ住宅ポイントに関するお問い合わせ窓口

従来の住宅エコポイント事務局(電話0570-200-121)または国土交通省住宅局住宅生産課(電話03-5253-8111)

※このチラシは、国会審議を経て2014年度補正予算成立後に制度として創設されることを前提に発行しています。

発行：全国建設労働組合総連合(全建総連)住宅対策部(電話03-3200-6221)